

件名 議会モニターになるには？

(令和2年9月1日)受理

議会モニターになるにはどうすれば良いのですか。

写真つきでしたが、非公開にはなりませんか。公開する理由は何ですか。

私の子供、表紙にしてください。

無記名

ホットボイスはがき

ホットボイスへのご意見には住所・氏名の記載があれば直接回答します。ぜひ、記載してください。

正義会モニターになるにはどうすれば
良いのでしょうか。
写真つきでしては、非公開には
なりませんか。公開する理由は
何でしょうか。
私の子供、素直にしてください。

郵便はがき

料金受取人払郵便

帯広局承認

2427

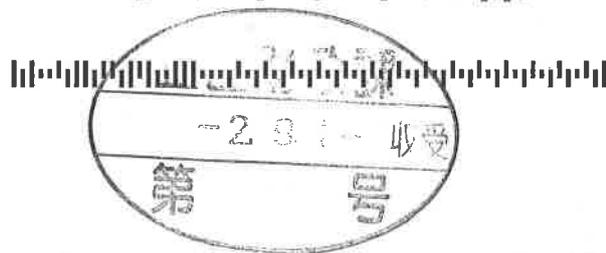
差出有効期間
令和3年5月11
日まで(切手を
貼らずにお出し
ください)

0828790

〈受取人〉

芽室町東2条2丁目14番地
芽室町企画財政課広報広聴係内
総合情報誌『すまいる』

ホットボイス係 行



住所			
氏名		年齢	
電話		性別	男・女

※ 投書内容の詳細を確認させていただく場合があります。電話番号だけでもお書きください。
※ 誌面・HP公開時には氏名は掲載いたしません。
※ 記載いただいた住所・氏名等は、芽室町個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
※ 誌面・HP公開時には、記載内容から個人・団体などが特定されないよう編集させていただきます。

○議会ホットボイス取扱基準

(平成30年8月24日制定)

(目的)

第1条 議会ホットボイスは住民参加の一つとして、町民が気軽に議会に対する意見・提案などを届けることができる制度である。この制度は、町民の意見をまちづくりの課題解決や議会改革につなげることと、町民と議会のコミュニケーションツールとして信頼関係構築の役割を発揮すること、さらに町民の声を政策へ進化させる機能へ発展させることにより、町民のまちづくりへの参加を実現することを目的とする。

(範囲)

第2条 議会ホットボイスとして取り扱う範囲は、次の3つとする。

- (1) ホットボイスはがき
- (2) 議会事務局へのメール (g-shomu@memuro.net)
- (3) 議会へのFAX (0155-62-9813)

(取り扱い)

第3条 受理した議会ホットボイスは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 受理した議会ホットボイスは原則として、その取り扱いを議会運営委員会に諮るものとする。
- (2) 議会運営委員会は、次の事項について協議する。
 - ア 取り扱いの可否
 - イ 回答の可否
 - ウ 前号で回答するとした場合の回答書
 - エ めむろ議会だよりへ掲載の可否
- (3) 次の基準に該当するものは、議会ホットボイスとして取り扱わないものとする。
 - ア 議員の発言に関するもの
 - イ 議員個人への質問・意見・要望
 - ウ 特定者への誹謗・中傷
 - エ 特定者への指摘・苦情
 - オ 意味不明、解読ができないもの
 - カ 同一人で内容が同じもの（類似なものを含む）

キ 議長が対応しないと判断したもの

(4) 回答書を作成したものは、議会ホットボイスの投稿者が特定できるものについては回答書を通知する。

(5) 「回答しないもの」に分類されたものは、参考意見として活用する。

(6) 議会ホットボイスの受理内容及び回答書は、議員間で共有する。

(内容の公開)

第4条 議会ホットボイスの内容は、次の目的からホームページにおいて全件公開し、めむろ議会だよりにおいて、一部公開（掲載）する。ただし、公開の際には、原文を要約・修正する場合がある。

(1) 「ホームページ」による公開

町民の意見と議会の回答公開により、まちづくりへの関心を高めるきっかけとするとともに、同じ疑問や意見を持つ方への説明の場とする。

(2) 「めむろ議会だより」による公開

目的はホームページと同様とする。なお、掲載する内容については、議会運営委員会において選定する。

(委任)

第5条 この基準の改正並びにこの基準に定めのない事項については、議会運営委員会に諮って議長が決定する。

附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。